

新検査制度に係る内規類の決裁区分等について

令和元年12月18日
原子力規制庁

1. 経緯等

(略)

2. 決裁区分

別紙1にある法令類の全体構成を踏まえ、「原子力規制検査等実施要領」及び第3段階の法令類整備に係るガイドについては、その決裁区分や制定手続きを以下のように整理したい。

「原子力規制検査等実施要領」は、原子力規制検査等に関する規則などの法令の規定を踏まえ、原子力規制検査制度の運用の枠組みを規定しているものであり、制度全体のプロセスや検査の種別、重要度評価の仕組みなどが規定されている。本実施要領は原子力規制委員会規則である原子炉等規制法施行規則の解釈・運用を示すものであることから、原子力規制庁名の文書(内規)とし、原子力規制庁長官の決裁により制定する。

本実施要領については、既に任意の意見募集を実施しているところであるが、今後、実質的な改正を行う場合は、同様に任意の意見募集を実施し、原子力規制委員会に報告し、了承を経て制定する。

「原子力規制検査等実施要領」の下位文書である各種ガイドは、原子力規制検査を円滑に実施するために原子力検査官が利用するものであり、運用実績を踏まえ柔軟に見直すことが必要であることから、原子力規制庁の担当課名の文書(内規)とし、

原子力規制庁担当課長の決裁により制定する。ただし、「安全重要度評価プロセスに関するガイド」「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」「規制対応措置ガイド」などについては、安全重要度や対応区分に係る判断基準等を含む改正を行う場合には、原子力規制委員会に報告し、了承を経て制定する。

これらのガイドは、原子力規制庁の検査官等が行う職務の手続きや参照すべき情報を記述したものであり、これまでも試運用でも活用しつつ検査制度の見直しに関する検討チーム等で事業者等から示された意見を反映していることから、任意の意見募集を不要とする。また、各種法定確認行為に関するガイドについても、原子力規制庁検査の結果を法定確認において活用するプロセスを明確化したものであることから、任意の意見募集を不要とする。

3. 今後の予定

これらの文書類のうち「原子力規制検査等実施要領」は年内に原子力規制委員会での報告・了承を経て制定する予定である。それ以外については、来年4月の本格運用開始前に原子力規制委員会での報告・了承を経て制定する予定であるが、その際、2. に示す原子力規制委員会の了承が必要な改正内容についても明確化する。なお、本格運用後に、その経験を踏まえた運用改善のためのガイド類改正は、基本的には原子力規制庁の内部決裁により行う。

第2段階の文書類として任意の意見募集を行ったガイドは、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等を改正する法律」第3条の施行に伴い、保安措置等に関するガイドなど事業者の保安活動や許認可手続きに実質的な変更が生じることから任意の意見募集を実施した。